杉並区非常勤職員規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年１１月５日

杉並区長　岸本聡子

杉並区規則第１２９号

杉並区非常勤職員規則の一部を改正する規則

杉並区非常勤職員規則（昭和３９年杉並区規則第４号）の一部を次のように改正する。

別表顧問の部デジタル戦略担当の項の次に次のように加える。

リスクコミュニケーション担当	日額	３０，０００円

附　則

この規則は、令和８年１１月６日から施行する。